

2008年（平成20年）4月28日

内閣総理大臣 福田康夫 殿

抗議文

自衛隊イラク派兵差止訴訟の会
自衛隊イラク派兵差止名古屋訴訟弁護団

4月17日、名古屋高等裁判所において、航空自衛隊の輸送活動が他国の武力行使と一体化したものであり、憲法9条1項に違反するとの判決が下されたことに対して、貴殿は「傍論だ、裁判のためにどうこうする考えはない」と述べた。また、多くの政府関係者から、「（判決は）暇でも出来たら読んでみますよ」（高村外相）、「そんなの関係ねえ」（田母神幕僚長）などの発言が相次いでいる。

貴殿らの発言は、政府が高等裁判所の判決の影響力をもみ消そうと必死になっていることの現れであり、判決が持つ画期的意義を如実に表している。しかし、同時に、政府の司法の判断を無視する発言は厳しく批判されなければならない。

我が国は、憲法の下に法律が定められ、それが守られることを前提にして成り立つ立憲民主主義国家である。日本国憲法は権力の恣意的な行動を抑制するため、司法府に政府の行為に対する違憲立法審査権を与え、政府はその判断を尊重することによって法の支配の貫徹を保障しようとしている。こうした憲法原則は、貴殿をはじめとする政府関係者がどのような発言をしようとも揺るぎないものである。

名古屋高等裁判所が、政府の行為に対して、証拠に基づきイラク特措法に違反し、憲法に違反すると判断したことは、単なる傍論として片付けられるものではなく、自衛隊のイラク派兵が憲法違反であると訴えた裁判に対して、正面から裁判所の法律及び憲法に対する判断を下したものであり、司法府の持つ役割を自覚した当然の判決である。

この判決の下した憲法判断を無視しようとする貴殿をはじめとする政府関係者の発言は、憲法が定めた法の支配の原則を否定するものであり、また、権力相互の衝突と調整によって適正な権力行使をはかろうとした三権分立を否定するものである。これらの発言の根底には、政府や自衛隊にとってイラクへの自衛隊派兵こそが何よりも重要であり、「憲法なんて関係ない」「裁判所なんて関係ない」という政府の姿勢が現れている。しかし、政府は、日本国憲法の下で認められた国家機関であり、憲法や法律に従わなければならない筈の国家機関である。そして、貴殿をはじめとする政府関係者には憲法尊重擁護義務が課せられており、司法府の判断を無視する発言は決して許されるものではない。

日本国憲法は、憲法の制約の下に国家権力が行使されるべきことを規定している。貴殿には、内閣総理大臣として、イラクへの自衛隊の派遣がその根拠となったイラク特措法に違反し、憲法9条に違反するとの高等裁判所の判断を尊重し、イラクからの撤退など、これまでの政府の政策を法と憲法に照らして再検討することこそ求められているのである。今こそ、イラクへ派兵されている自衛隊を即時に撤退させることを強く求めるとともに、憲法原則を無視する貴殿の姿勢に対して、強く抗議するものである。

以上